

《 統合効果の発揮 》

統合・広域化の検討にあたっては、水平統合、垂直統合等の姿や枠組みによって効果の現れ方は異なるものですので、地域の実状に即して枠組みを想定し、その効果を具体的に検討すべきと考えます。

《 末端水道事業体の広域化 》

末端の水道事業体については、自立性の高い水道として技術及び経営の両面について安定した基盤を確立するため、水道用水供給事業の区域を一つの単位として統合を進めるべきと考えます。特に小規模水道事業体については早急に検討すべきものと考えます。

《 県営水道 》

県営水道については、統合・広域化の効果を既にも実現しているものと捉え、組織を一事業体として維持することも視野に検討すべきと考えます。その場合であっても県・市町村の役割を組織運営面でも明確化し、県営水道地域の市町村が経営面・財政面で参画すべきであると考えます。

なお、現行の県営水道について検討するに際しては、同一市町村の行政区域を県営水道と市町村営水道が分割して給水している場合の給水区域の統合についても併せて検討することが望ましいと考えます。

《 統合・広域化の進め方 》

統合・広域化については、県内全域で一斉に進めることが統合効果を県内全域に及ぼす上では望ましいですが、各圏域の事情で一斉に進めることが困難な場合、統合の方向性について全県的に明確に示した上で、その方向性の実現に向けての作業は画一的にせず各圏域の実情に合わせてつつ統合可能な圏域から段階的に統合することも考えられます。